

# イスラエル・パレスチナ問題によせて

## 非対称な力関係での「土地」と「人」を巡る攻防

常磐大学 奥山真知

### はじめに

二〇〇〇年九月に第二インティファダが始まってから二年が過ぎようとしている今日、イスラエル・パレスチナ関係はますます混乱の度を増してきている。パレスチナ問題は、どの時点から見るとよって、見えるもの、見え方が異なり、その意味ではできるだけ過去に遡ったとらえ方が重要であるともいえる。そのことを認識したうえで、ここで強調したいのは、イスラエルはその建国以降、政権のいかんをとわず、イスラエルの対パレスチナ政策には一貫した性質がみられるということである。

一九九三年に「オスロ合意」が締結された時、あたかもパレスチナ主権国家の誕生を将来的にイスラエルが承認したことであるかのような理解と報道のされ方が当時多くみうけられた。占領下にあるパレスチナ人のなかに

も、イスラエル政府とPLOとの「相互承認」をパレスチナ国家建設を前提にした交渉の始まりと受けとめ、期待した人々が少なくなかったと思われる。しかし、その後の経緯をみる限り、イスラエルサイドに、「右派」勢力はもとより、「左派」勢力にも、主権国家としてパレスチナ国家建設を展望する意識は存在していたのだろうかと思わざるをえない。その意味で、パレスチナを巡る展望には大きなギャップがあったように思われるのである。

それでは、イスラエルのパレスチナ政策における一貫性をどうみたらよいだろうか。ここでは、それを(1)土地の「ユダヤ化」と(2)パレスチナ人の「国民」からの排除と隔離として概念化しておく。このことは、イスラエルの基本理念である「ユダヤ人国家」の建設というシオニズムイデオロギーと深く結びついたものであり、この理念がシオニズムイデオロギーの送り手のみならず、それ

を「消費」する人々に、今日まで肯定的に受容されてきていることを意味する。いいかえれば、シオニズムの多様性をこえた大文字のシオニズムイデオロギーを、「イスラエルをユダヤ人国家として樹立し、存立させ続けること」ととらえるならば、それはユダヤ系イスラエル人の人々に浸透し、最優先事項として「国家的合意」をもち続けてきているのである。

「和平交渉」を行き詰まらせている要因として直接見えやすいのは、数々の「合法的」手段によってパレスチナ人の生活状況が悪化してきたことに伴う彼等の絶望感と閉塞感、そこからもたらされるパレスチナ人による「テロ行為」、安全保障や治安維持を理由としたイスラエル軍の強硬な報復行為や、オスロ合意後も続けられてきた占領地への入植地やバイパス道路の建設などである。「交渉」が双方向的なものである以上、行き詰まりの原因は当時者の一方のみに帰されるべきものではないともいえる。しかし、「土地」と「人」を巡る攻防が、非対称な力関係の中で、常にイスラエルに有利に展開してきたメカニズムと、そうした政策に対し内在的批判が作用してこなかったイスラエル社会の問題性を、イスラエルが自らつくりだしてきた「和平」疎外要因としてみておく必要があるのである。

## 一 建国に附随する「国家の正当性」の不確かさ

一つの国家が国家として存立していくためには、それが国際社会によって承認され、またその国家の正当性が対内的にも承認され続けることが必要である。イスラエルの場合、この正当性は、以下の意味で当初から「不確かさ」を伴う国家として出発したといえる。まず国際社会からの承認としては、一九四七年の国連総会での決議をその根拠にあげることができる。しかしこれを、当時の国連加盟国五六カ国のうち三三カ国が賛成したにすぎないと見るならば、賛成しなかった、あるいは投票の圏外におかれたもう一つの「国際社会」が存在していたといえる。これがまず第一の「不確かさ」である。

一方対内的な承認については、イスラエル建国後ユダヤ人を多数とする国家として人口を維持することでその承認は得られてきたといえよう。しかも、イスラエル建国宣言は、イスラエルを「ユダヤ人国家」と規定したことで、この建国の理念は国是となり、あくまでもユダヤ民族国家であることがめざされてきた。国内に存在する約二割の非ユダヤ人に対しては彼らをマイノリティと位置付け、建国宣言では、彼らを含めたすべての住民への「社会的／政治的権利の完全な平等の保証」や「宗教／信

条／言語／教育／文化の自由の保証」を詠っている。しかし実際に行われてきたのは、後に触れるように、できる限り非ユダヤ人の人口を減らし、ユダヤ人人口を増やしていく施策であった。逆にいえば、人口（国民）構成という点からも、「ユダヤ人国家」としての正当性に不確かさがたえず伴っており、上記の第一の不確かさとあわせ二重の意味で国家としての正当性のあやうさが付きまといつているために、イスラエルはその不確かさを払拭し、正当性を顕示していく必要に迫られ続けてきたともいえる。

一方、一九九二年に制定された「人間の尊厳と自由に関する法」というイスラエル基本法では、「ユダヤ人国家」という自己規定に「民主国家」という規定が加わり、以後イスラエルは「ユダヤ民主国家」として自己規定してきた（注1）。この二つの自己規定の接合が、両立可能なものとしてとらえられていることがイスラエルのかかえる根本問題である。

## 二 土地の「ユダヤ化」

今日、イスラエル国土の約九二％は、国家的もしくは公的所有のもとにおかれている。土地空間のこの高い国家的所有は、以下のような一連の法律の適用によつても

たらされたものである。主なものをあげると、「不耕地開発利用のための緊急条項」（一九四八年）、「緊急土地徴用令」（一九四九年）、「不在者財産法」（一九五〇年）、「土地収用法」（一九五三年）、「時効法」（一九五八年）、「イスラエル土地法」（一九六〇年）などがある。これらの法律は、イスラエルの土地がもっぱらユダヤ人によつて所有、管理、利用されることを目的としているといつてよい。というのは、まず第一に、不耕地や不在者の定義がパレスチナ人に不利な内容であることからうかがうことができる。たとえば、ここでの「不在者」とは、以下のように規定される。

「1. 一九四七年十一月二九日（注2）と一九四八年五月一九日（注3）の間にイスラエル内に不動産を所有、享受、保有していた者で、かつ(1)同時期にレバノン、エジプト、シリア、サウジアラビア、トランスヨルダン、イラク、イエメンの国民か市民であった者、または(2)これらの国のいずれかかイスラエル外のいずれかのパレスチナの土地にいた者、または(3)パレスチナ市民でパレスチナにある当該者の通常の居住地を離れた者。(3)はさらに、(a)一九四八年九月一日以前にパレスチナ外の場所へ出ていった者、または(b)当時イスラエル国家の建設を阻

もうとする軍隊、またはイスラエルの建国後イスラエルと戦闘状態にあった軍隊によって支えられていたパレスチナ内に居を移した者とに分けられる。

2. 「1」で規定された期間中、イスラエル内にある不動産を所有、享受、保有していた団体、およびその全てのメンバー、パートナー、株主、指導者、経営者も「1」で規定した意味での不在者である。あるいは、こうした不在者によって大きく統制されているような企業経営やこうした不在者の手中にある全ての資産も対象となる。」

(注4)

また「不耕地」は「実質的な利用がなされていない土地」であるが、イスラエルのパレスチナ人は一九六六年まで軍政下におかれており、農地を含む土地への立ち入り許可は、軍が与えていたのである。つまり軍によって「立ち入り禁止区域」に指定されれば、その農地は所有者の意志にかかわらず何年後かには「不耕地」として認定されることになり、没収の対象となってきた。こうして没収された土地は「公共の目的のための土地収用法」(一九五三年)などによって利用化がはかられていくが、その実態は、多くがユダヤ人の入植地建設などにあてられてきたのである。

さらに、イスラエル基本法の一つである一九六〇年に制定された「イスラエル土地法」は、こうして獲得された土地の所有権の移転を以下のように制限している。

「イスラエル土地法」1. イスラエルの土地の所有権、すなわち、イスラエル国家、開発庁、ユダヤ民族基金のいずれかが所有する土地は、売買その他の手段で所有権が移転されてはならない。2. 「1」の規定は、法律によってその目的のために決定された取り扱いや土地に関しては、その適用を受けない。

3. ここでの土地は、土地および家屋、建物、その他土地に永久に固定されている全てのものを意味する。」

(注5)

さらに一九六七年には、こうした土地をイスラエルのアラブ・パレスチナ人に譲渡、売却したり、貸し付けることを禁止する法案も制定されて、ひとたび獲得した土地はユダヤ人によって恒久的に占有されるような法体系が整備されることになった。ちなみに、このイスラエル土地法の考え方の原型は、イスラエル建国前のユダヤ民族憲章に遡ることができる。当時パレスチナでは、ユダヤ人入植のための土地をパレスチナに購入する目的で一

九〇一年にユダヤ民族基金がつくられ、その資金をもとに一九〇八年に設立されたパレスチナ土地開発会社などを通して土地購入がすすめられていくが、ユダヤ民族憲章には、一度取得した土地は二度とアラブ人には売ることができないこと、またその土地でアラブ人を雇うこともできないことが述べられている。

さらに一九六七年以降イスラエルがあらたに占領地をかかえると、この基本理念は占領地全体にまで拡大し、「放棄された財産に対する軍令」（一九六七年）や「公共住宅計画のための収容命令」が適用されたり「緑地帯」、「安全保障地帯」、「軍事地域」、「採石場」などの指定区域にされ、一九八五年までに西岸の三九%、一九九一年の半ばまでに西岸の六〇%をイスラエルの「国家領域」として接収されたとみられている（注6）。

占領地での入植地建設は、一九六七年以降着手されたが、その土地は上記の「公共住宅計画のための収容命令」や「軍令」などによって没収されたものである。その数は一九七七年以降急増し、二〇〇〇年末には西岸とガザをあわせた入植者の数は二〇万人を超えている。さらに東エルサレムおよびゴランハイツの入植者を含めると、二〇〇一年時点で入植地は一九〇に達し、入植者数は四〇万人近くに達している（注7）。入植地および入植者の

この急増にはイスラエル政府による行政誘導策が関与しており、今日占領地での入植者の多くは「経済的入植者」とみられている（注8）。ちなみに、兵役終了後の若いカップルがアパートを購入する場合、イスラエルの中心部であれば年利四・五%で二万六千ドルのローンが借りられるのに対し、占領地のアパートであれば、これより低い金利で三万七千ドルのローンに加え、二万五千ドルの助成金がうけられる（注9）ことなどをはじめ、他にも税制面での優遇措置などがある。

注目しておく必要があるのは、オスロ合意以降、三回の政権交替があつたが（注10）、この間も一貫して入植地の建設は続けられており、オスロ合意直前と今日の占領地での入植者数を比べると入植者数はその間で倍増したことである。同時に、エルサレムの空間の範囲が徐々に拡大し、一九六七年以前の西エルサレムに、占領した旧市街や東エルサレムを併合しただけでなく、イスラエルは、エルサレムという空間を、その周辺地域をもあわせた「広域エルサレム」としてみようとしている。しかも、一九八〇年の「エルサレム法案」というイスラエル基本法の制定によって、エルサレムはイスラエルの恒久的首都であることが宣言されている。

二〇〇〇年から二〇〇一年にかけてバラク労働党政権とパレスチナ自治政府によってすすめられていたパレスチナの最終地位交渉は、結局合意に至ることはなかったが、二〇〇〇年五月のキャンブレイヴィッド会談でバラク首相によって提示された西岸の最終的地図では、西岸の二五%もが、イスラエルが恒久的に支配する「ホワイトエリア」とするものであった(注11)。「ホワイトエリア」として示された地域には西岸の入植者の九〇・六%が居住しており、西岸を北部、中部、南部と大きく三つ

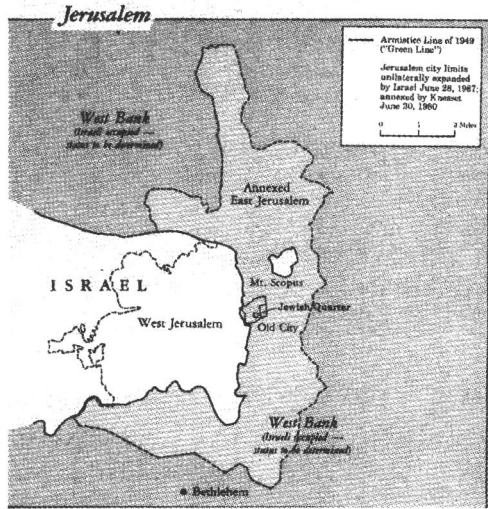


図1 エルサレム市域

出典： Foundation for Middle East Peace, <http://www.fmep.org/>

このようにみえてくると、イスラエルの領土内だけでなく、占領地においても、パレスチナ人の土地や、自由にアクセスできる空間は、減少の一途をたどってきており、そのことによるパレスチナ人の生活に対する社会的・経済的影響ははかりしれないものがある。

**三 人口をめぐる攻防**

今日世界のユダヤ人人口はおよそ一三〇〇万人と推定されるが、その内イスラエルに居住するユダヤ人は約五

West Bank Final Status Map Presented by Israel - May 2000

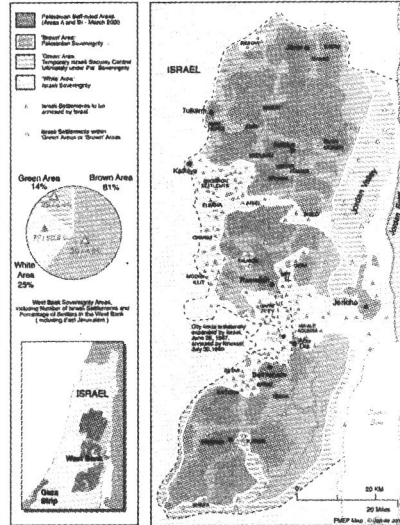


図2 2000年5月にイスラエルによって示された西岸の最終的地位の図

に分断させる形で分布していることがわかる。

出典： Foundation for Middle East Peace, <http://www.fmep.org/>

〇〇万人であり、これは世界のユダヤ人人口の約三八%に相当する。一方世界のパレスチナ人人口は推定が困難であるが、ここでは約八二〇万人という推定をした場合、イスラエルおよび占領地をあわせた「歴史的パレスチナ」に居住するパレスチナ人は今日約四二〇万人であり、この数は世界のパレスチナ人口の約五一%に相当している(注12)。同一の土地空間をめぐる「集合」と「離散」の正反対の方向に移動している二つの民族の動向は、イスラエル/パレスチナでの人口比の動向においても、実は逆の動きをみせてきたことがわかる。

つまり、ユダヤ人の「集合」の動きを担う主体はイスラエルへのユダヤ人移民であるが、この数は、一九八〇年代は年平均約二万五千人という数字で推移した。一九九一年から一九四八年の建国までの移民総数が、約四八万人、建国以後一九五一年までが約六九万人、一九五二〜一九六〇年が約三〇万人、一九六一〜一九七一年が約四三万人、一九七二〜一九七九年が約二七万人であることと比較すると、一九八〇年代以降になって移民は大きく減少したのである。しかしその後旧ソ連からの移民が大量に流入したことで、一九九〇年代の移民数は約九六万人に激増した。しかし、二〇〇〇年に入ってから、二〇〇〇年が約六万人、二〇〇一年が四万四千人と下降

しており、さらに二〇〇一年と二〇〇二年の上半期を比較すると、それぞれ約二万人、約一万五千人と下降基調が続いている。二〇〇一年の上半期の移民の中でもっとも多い出身国は、旧ソ連からの移民で、ヨーロッパの旧ソ連からが約一万三千人、アジアの旧ソ連からが約二四〇〇人である。しかし二〇〇二年の上半期の落ち込みがもっとも大きいのもこの旧ソ連からの移民であり、アジアの旧ソ連からの移民は、対前年度で三三%、ヨーロッパの旧ソ連からの移民は四九%も減少している。今日、移民の出身国別にみて増加傾向が大きいのは、アルゼンチンとフランスであるが、二〇〇二年度上半期でのそれぞれの移民数は、二四九九人と四四九人であり、絶対数としてはそれほど多いとはいえない。二〇〇二年度上半期について、出身国別に移民が三桁以上である国をみると、旧ソ連からの移民(アジアとヨーロッパをあわせ八三六八人)、エチオピア(一七六八人)、アルゼンチン(二四九九人)、アメリカ合衆国(五五〇人)、フランス(四四九人)、英国(二五〇人)となっている(注13)。

いずれにせよ、旧ソ連からの移民は減少しながらもしばらく続くと思われるが、一九九〇年代のような大量の移民の流入の時期は終わったと見るべきであり、イスラエルは移民増によるユダヤ人口の増加をかつてほどは望

めなくなつたといえよう。

他方パレスチナ人はイスラエル建国直後イスラエル内での人口が約一六万人となり、イスラエル全体の人口の一七・九%であつた。一〇〇万人を超えるパレスチナ人が「離散」し、空間的にも周辺諸国からヨーロッパやアメリカなどへと拡大していく。イスラエルに留まつたパレスチナ人は、その後一九六一年にイスラエルの人口の一・三%の割合にまで落ち込んだが、自然増によつて今日その人口は、イスラエルの人口の二割弱に相当する約一二〇万人にまで増加した。さらに占領地のパレスチナ人口を加えると、「歴史的パレスチナ」でのパレスチナ人の数はイスラエルのユダヤ人人口にかなり近づいていくといえる。つまり、イスラエルへのユダヤ人移民の動向によつては、イスラエルと占領地を合わせた土地空間において、パレスチナ人の人口がユダヤ人をうまわせる可能性がかなり現実味をおびてきているのである。

このように、イスラエル／パレスチナでのユダヤ人とパレスチナ人との人口構成は、流動的で、一方が圧倒的にマジヨリテイあるいはマイノリティとはいえない緊張した関係になりつつある。従つて、イスラエルは、ユダヤ人国家でありつつあるために、マジヨリテイであることを維持するための施策を施行する必要に迫られること

になる。

#### 四 パレスチナ人の「居住権」問題

人口構成の民族比が緊張した流動的な関係にあることは、「ユダヤ人国家」であろうとするイスラエルにとつて人口動態からみた危機的状況といえる。イスラエルの中には「パレスチナ人の移送」を主張してはばからない政治的勢力が存在しているが、「民主国家」でもあるうとするイスラエルは、こうした勢力を人種主義的・反民主主義的であるとして政党として認めないという姿勢を示す一面も有している。

一例をあげると、「すべての『アラブ人』の、イスラエルおよび占領地からの追放」を唱える超民族主義政党カツハは、一九八四年の総選挙で、当初候補者リストを選挙管理委員会から受理されなかつた。理由は、カツハの主張が、「人種主義的・反民主主義的な原則を是とし、・・・公然とテロ行為を支持し、・・・イスラエルの様々な集団間の憎悪と敵意をあり、・・・その目標は、イスラエルの民主的政府の基盤を否定するもの」だからであつた。この問題は最高裁にもちこまれたが（注14）、結果的には選挙の決定は退けられ、カツハは総選挙に参加し、一・二%（二五九〇七票）の得票をえた。



この事件がきっかけとなり、一九八五年には、国会議員の候補者の非該当者の条項に関する法（注15）の改正がおこなわれ、従来の規定に加え、「その候補者の目的や行動が、明に暗に、次の一つを含む場合・1）ユダヤ民族の国家としてのイスラエル国家の存在の否定、2）国家の民主的性格の否定。3）人種主義の扇動」という項目が加わるようになった。

しかしその後一九八八年の総選挙でも、同様の問題が発生する。同年の第一二回国会選挙の前に、カッハとPLP（注16）の候補者を、上記の一九八五年のクネセツト法第七条改正の適用の対象とし、「非資格」とするようにとという請願書が中央選挙管理委員会に提出される。選管は、カッハ、PLP、に加えて、モレデット（注17）を資格審査の対象とし検討をするが、その結果はカッハは「不合格」、モレデットは「合格」というもので、PLPについては委員会内での採決では賛否が同数であった。選管の委員長であり、最高裁判事でもあった委員が「合格」を支持したことで、最終的には「合格」となった。この後、カッハとPLPに関する選管の決定に対する異議申し立てが最高裁に持ち込まれたが、最高裁は選管の決定どおりの判決をくだし、異議申し立てを却下した（カッハは全員一致、PLPは三対二）。モレデットの主

張は、イスラエル内のイスラエルの市民権を有するパレスチナ人に対して「移送」を唱えているものである以上、人種主義の扇動という意味ではカッハの主張と本質的に同質のものであるといえる。そして、これらの主張を公然と支持する人々は少数であるとはいえず、イスラエルおよび占領地のパレスチナ人の居住権に対してイスラエルが現実に行使してきた侵害行為は、モレデットやカッハの主張とその内実においてかわらないともいえるものである。

その代表的な手法は、「違法建築」の取り壊し、IDカードの没収、家族呼びよせの拒否という形で進められている。「違法建築」の取り壊しとは、建築許可のない建物を破壊するという行為である。この場合、「建築許可」を認定する基準が問題になる。特定の区域に指定された土地に家屋の増築や新築が制限されること自体は、他の国でもありうることであるが、イスラエルでは、この区域の指定（「農業用地域」や「共有緑地」など）や「違法建築」の取り壊しが政治的な方針や意図をもっておこなわれているといわざるをえない。イスラエル内務省の建築監督部の報告によると、一九九六年上半期において、「違法建築」の五七％が「アラブ人」によって、四三％がユダヤ人によって建てられたが、同期に取り壊された全家

表1 「違法建築」とみなされ破壊された家屋(建物)の数

	東エルサレム	
	西岸	東エルサレム
1987	103	統計なし
1988	393	30
1989	347	
1990	102	
1991	227	
1992	148	12
1993	63	48
1994	120	29
1995	43	25
1996	140	17
1997	233	16
1998	150	30

出典：The Israeli Information Center for Human Rights in the Occupied Territories, <http://www.btselem.org/>

屋の九〇％は「アラブ人」に属した建物であった(注18)。この法律はイスラエル内だけでなく占領地にも適用されてきたが、西岸、特に東エルサレム地域での適用がめだっている。東エルサレムのパレスチナ人の人口は、一九六七年以来約六万人から約一七万人に増加したが、市当局が認可する毎年約三〇〇〇件の建築許可のうちパレスチナ人に与えられる許可は一五〇件程度に過ぎず、一二十万人が標準以下の過密状態で暮らしているといわれる。たとえば、東エルサレムのある地区では、土地の七五％が共有緑地に指定されていて、だれもそこで住居を増築はできず、長年その自分の土地に住んできた人々でさえ、自宅を増築できないのである(注19)。

表2 1999年～2002年(6月30日)までの間に破壊された「違法建築」家屋(建物)の数

	居住中の家屋		居住中の小屋/テント		新築家屋		非居住用建物		ホームレスになった人	
	西岸	東工*	西岸	東工*	西岸	東工*	西岸	東工*	西岸	東工*
1999	11		4		14	10	18	2	34	71
2000	4					5	12			25
2001	28	7	19		18	23	46	5	155	77
2002 (6.30まで)			1			26	4	2		6

\* 東エルサレム

出典：The Israeli Information Center for Human Rights in the Occupied Territories, <http://www.btselem.org/>

イスラエルの人権団体の調査によると、一九八七年のインティファダ以降、少なくとも二四五〇戸の西岸(東エルサレムを含む)のパレスチナ人の家屋が、「違法建築」とみなされ行政措置によって破壊され、その結果一万余人をこえる人が家を失ったと報告されている(注20)。さらにこの措置とは別に、イスラエル内で攻撃をしかけたとみられる容疑者および犯人の家屋に対する、「緊急法令一九」の適用による家屋破壊が存在し、その数は一九八七年から二〇〇二年八月一四日までで、占領地内の家屋の完全破壊が少なくとも四四九戸、部分的破壊が六二戸、家屋の完全閉鎖が少なくとも二九六戸、部分的閉鎖が一一八

戸あると報告されている(注21)。この懲罰的な措置は、一九九八〜二〇〇〇年は停止されていたが、二〇〇一年以降再び行使されている。

次に、IDカードの没収による居住権の侵害をみてみたい。一九七四年、イスラエルは入国法第一条により、エルサレムに居住するパレスチナ人で、七年以上の海外滞在者や、海外での居住権や国籍取得者に対し、その居住資格を取り消すという法律を制定した。東エルサレムに居住するパレスチナ人は、一九六七年の中東戦争でイスラエルによって占領・併合されて以降、「イスラエルにおける永住者」という資格が付与され、エルサレム市民として登録されてその居住権が保証されてきた。それがこの法律によって、一方的に居住権が否定される可能性がでてきたわけである。さらに、一九九四年には新たな法改正がおこなわれ、エルサレムでの永住権取得のためには、エルサレムが「生活の拠点」であることを証明することが義務づけられ、しかも、イスラエルを離れた期間の「累計」が七年あれば居住資格を失うことになったのである。一九九四年〜九八年だけでも、この法律の適用によって少なくとも一六〇〇人のエルサレムのパレスチナ人がIDカードを没収され(注22)、一九八七〜九九年の間に三三二七人のエルサレム居住のパレスチナ人

の居住権が取り消されている(注23)。

さらに、家族呼び寄せの拒否という居住権侵害の方法は以下のようなものである。まず、家族呼び寄せという問題は、エルサレムに居住権があるパレスチナ人となないパレスチナ人が同一家族の中に存在する場合に典型的に生じている。エルサレムに居住権を持つパレスチナ人は、一九六七年の第三次中東戦争後エルサレムでの住民登録を終えている者である。しかしそもそもこの時の人口調査時に、一時的に不在であったりして人口登録をしていないパレスチナ人は、この段階でエルサレム住民としての資格を失い、家族としてエルサレムに戻ることが困難になる。あるいは、エルサレムに居住権をもつ妻(夫)ともたない夫(妻)が結婚して一緒に生活するためには、妻(夫)がエルサレムで生活していることを示す書類とそこが「生活の拠点」であることを証明する書類を提出したうえで、内務省に「呼び寄せ申請」をし、許可を得ることが必要になる。申請中や、許可がおりなければ、別居かエルサレムからの転出の選択を迫られることになる。内務省は、この申請の認定に対し、自由な裁量権を有しており、不許可の場合でも理由は非公開である。また、申請から回答がでるまでの期間は長い場合には三年にも及ぶといわれている(注24)。

そもそもエルサレムは、一九四七年の国連の分割決議案では国際的な管理下におかれるはずであった。しかし、一九四七〜四八年戦争の停戦ラインがエルサレムを西と東に分割した形で引かれ、イスラエルとヨルダンがそれぞれを支配することになる。その後、上記に述べたように、一九六七年の戦争後イスラエルは東エルサレムを占領し、その後併合し、さらに広域化したうえで、一九八〇年「エルサレム恒久首都宣言」を国会決議する。その間、そしてそれ以降も、この土地空間には多くの入植地がつくられ、パレスチナ人の家屋破壊や転出が続く中で、ユダヤ人口が増加していく。こうして、東エルサレムでは、一九九三年ごろから、広域エルサレム全体でも一九九五年ごろからユダヤ人はパレスチナ人の数を上回るということになるのである。

## 五 おわりに

以上みてきたような非対称の力関係は、イスラエルとパレスチナ自治政府との対立の中でも、「軍事的行為」と「テロ」という非対称なラベリングによってあらわされている。つまり、「安全保障」、「自衛」、「防衛」の名の下に軍隊によって行使される行為には正当性が付与される一方で、本質においては同じように「破壊」と「自衛」の

行為であるパレスチナ人の戦闘行為は、「過激派」や「自爆テロ」という負の記号で語られることになる。パレスチナ人がこの非対称の関係を「合法的に」変革する途はどこにあるのだろうか。イスラエルがパレスチナ人を平等な市民として承認し、またパレスチナ人によってイスラエルが承認されるような相互承認のあり方はどのように展望できるのだろうか。

理論的な一つの可能性は、イスラエルが「民主国家」という自己規定を優先させ、「ユダヤ人国家」という自己規定を廃棄することであるが、こうした可能性は現段階ではほとんど考えにくい。建国以降、今日まで制定されてきたイスラエル基本法やその改正内容の展開をみると、「建国宣言」にある「ユダヤ人国家」であろうとする基本的立場が一貫しているというだけではなく、一九八〇年代後半から一九九〇年代以降になってむしろ、「ユダヤ民主国家としてのイスラエル国家の諸価値」や「イスラエル国家の建国宣言に示された諸原則の精神」が強調されてきたように読めるからである。しかも、この「諸価値」や「精神」はいずれもイスラエルが「民主国家」であることを謳いながら強調されている。イスラエルが「ユダヤ人国家」と「民主国家」との間で自己矛盾に陥ってしまったにもかかわらず、それが矛盾として認識され

ているとはいえない。たとえば、イスラエルが世界の全てのユダヤ人を対象にして制定している「帰還法」(注25)という法律は、まさに、「イスラエル国家の建国宣言」に示された諸原則の精神」を具体化した象徴的な法律であるが、この法律の廃棄を国会に提案する国会議員がでてきたとしても、その主張はクネセット法第七条(注26)に抵触しかねず、議員資格を失うことすら予想される。こう考えると、イスラエルの法体系は、「ユダヤ人国家」と「民主国家」が両立するという前提のもとに構築され、「ユダヤ人国家としてのイスラエルの性格」の見直しや廃棄は法律によって制約されるものとなっている。いいかえれば、二つの民族の非対称の力関係が法律に構造的にうめこまれているために、この関係をかえていく途がはばまれてしまっている。さらに重要なのは、圧倒的多数のユダヤ系イスラエル人によって「右派」や「左派」、「タカ派」や「ハト派」、「世俗」的人々や「宗教的」人々、出自、世代、階層などの違いを超えてこうしたイスラエルの国家のあり方が自明視されていることである(注27)。

しかし、現実がものがたるように、イスラエルが「ユダヤ人国家」であろうとするほどに、パレスチナ人の不条理感が高まり、相互の不信と憎悪は増幅してきている。「ユダヤ人国家」が今世界に必要なのか、なぜそうなのか、

という議論が、イスラエルの内外で広くされていく必要がある。それは、イスラエルの人々が自らの国家を見直すことであると同時に、世界のそれぞれの国家が自らの国家の排他性を見直すことでもあるのである。

注1 厳密に言えば、「クネセット法」(イスラエル国会法)第七条(国会議員の非該当者)の改正が一九八五年におこなわれ、国会議員の非該当者としての追加項目に、「ユダヤ民族の国家としてのイスラエル国家の存在の否定」という表現と「国家の民主的性格の否定」という表現が、この改正の文章の中で併記されて触れられており、「ユダヤ民族の国家」と「民主的国家」の双方をめざしていることが基本法の中でこの時初めて述べられている。

注2 パレスチナ国連分制案が議決された日

注3 緊急国家体制が終了して行政法が発布された日

注4 Uri Davis, *Citizenship and the State: A Comparative Study of Citizenship Legislation in Israel, Jordan, Palestine, Syria and Lebanon*, Ithaca Press, Berkshire, UK, 1997, pp.41-42.

注5 *Basic Laws of the State of Israel*, Israel Ministry of Foreign Affairs, <http://www.israel-mfa.gov.il>



受理の拒否という選管の決定は退けられた。この総

選挙でPLPは、一・八％(三八〇二一票)を獲得

している。

注15 イスラエルの基本法の一つであるクネセツト法  
(イスラエル国会法) 第七条。

注16 注14参照。

注17 カツハが「イスラエルおよび占領地からの「アラ  
ブ人」の追放」を主張するのに対し、モレアットは、  
「イスラエル内の『アラブ人』の追放」を主張して  
いる。ちなみにこの時の総選挙で、モレアットは、  
一・九％(四四一七四票)、PLPは、一・五％  
(二三六九五票)を獲得している。

注18 Ahmad Ashkar, 'Unrecognized Villages', *New from  
Within*, vol.13, no.9, 1997, p.14.

注19 『豊穰な記憶』第七号、パレスチナ交流センター、  
一九九六年、八〜九頁。原典は、*Challenge*,  
no.40, 1996.

注20 The Israeli Information Center for Human Rights in the  
Occupied Territories, <http://www.bislem.org/>

注21 *ibid.*

注22 ARTICLE 74, no. 25, BADIL Resource Center for  
Palestinian Residency & Refugee Rights, September

1998, p.11.

注23 イスラエル内務省の公表している数字による。

<http://www.bislem.org/>

注24 『中東・パレスチナ翻訳資料集：Chun・Pon』第  
一号、一九九七年。

注25 世界のユダヤ人に対してイスラエルへの「帰還の  
権利」を保証し、移住後ただちにイスラエルでの市  
民権を付与する法律。一九五〇年に制定された。

注26 注1参照。

注27 イスラエルの政治文化に存在するこの「シチズン  
シップの歪み」がどのようなメカニズムで維持、再  
生産されてきたのかということの解釈については、  
拙書『イスラエルの政治文化とシチズンシップ』東  
信堂、二〇〇二年、特に結論を参照。

